

吹田市災害時要援護者避難支援プラン (全体計画)

平成 24 年 (2012 年) 5 月制定

平成 30 年 (2018 年) 8 月改正

吹田市

目 次

第1章 総則

1 計画の目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の構成	2
4 避難支援体制の整備方針	2
5 要配慮者と災害時要援護者の定義	3

第2章 災害時要援護者登録制度

1 災害時要援護者登録制度について	4
2 対象とする災害時要援護者	6
3 災害時要援護者名簿の作成	6
(1) 名簿の作成方法	6
(2) 記載する内容	7
(3) 避難支援等関係者となる者	7
4 災害時要援護者名簿の提供、管理	7
(1) 同意者名簿の提供	7
(2) 災害時要援護者名簿等の保管	7
(3) 災害時要援護者名簿の更新	7
(4) 守秘義務の徹底	8

第3章 避難支援体制の整備

1 基本的な考え方	8
2 災害時要援護者支援に対する役割	9
(1) 平常時における吹田市災害時要援護者支援各班の役割	9
(2) 災害時における吹田市災害時要援護者支援各班の役割	10
(3) 地域支援組織の役割	11
3 関係機関との連携	11
4 避難支援体制の構築	11
5 避難支援等関係者の対応原則・安全確保	12
6 災害時要援護者名簿登録者への避難支援	12
(1) 不同意者等を含む災害時要援護者名簿の提供	12
(2) 不同意者等を含む災害時要援護者名簿の提供先	12
(3) 不同意者等を含む災害時要援護者名簿の情報漏えいの防止	12
7 避難場所及び避難経路	12
(1) 災害時要援護者の避難場所	12
(2) 避難場所までの避難路の整備	13

8 避難後の災害時要援護者への対応	1 3
(1) 災害時要援護者の引継ぎ	1 3
(2) 災害時要援護者の避難場所から避難所への移送	1 3

第4章 情報伝達

1 避難の準備・勧告・指示	1 4
2 避難勧告等の伝達方法	1 5
3 防災訓練等の実施	1 5

第5章 避難生活支援

1 避難所における災害時要援護者に対する支援	1 5
(1) 環境整備	1 5
(2) 情報提供	1 6
(3) 個別ニーズへの対応	1 6
(4) 保健師等による巡回及び市による福祉避難所・医療機関等 への移送	1 6
(5) ボランティアとの連携	1 6
2 福祉避難所の指定・開設	1 7
(1) 福祉避難所の指定	1 7
(2) 福祉避難所の開設	1 7
(3) 福祉避難所設置・運営マニュアル	1 7

第6章 さらなる避難行動支援のために取り組む対策

1 個別支援計画策定の基本的な考え方	1 8
2 個別支援計画の作成	1 8
(1) 避難支援者の選定	1 8
(2) 個別支援計画の作成	1 8
3 個別支援計画の更新	1 8
4 個別支援計画の管理	1 9
5 避難行動支援に係る共助力の向上	2 0
(1) 地域の共助力について	2 0
(2) 要配慮者及び避難支援等関係者を対象とした研修等の実施	2 0

第1章 総則

1 計画の目的

平成23年（2011年）3月に発生した東日本大震災は、私たちの想定を超える未曾有の被害をもたらしました。被災地全体の死者数のうち、65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障がい者の死亡率は被災地全体の死亡率の約2倍に上りました。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、国は、平成25年（2013年）6月に災害対策基本法を改正しました。それに伴い、市町村は、

① 高齢者や障がい者、外国人、妊産婦や乳幼児等の要配慮者のうち、災害時又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で避難に支援を要する者（以下「災害時要援護者」という。）の把握に努めること

② 災害時要援護者について避難支援等を行うための基礎情報となる災害時要援護者名簿を作成すること

が義務付けられました。

さらに、震災後、長引く避難生活によって要援護者の震災関連死が相次ぎ、改めて福祉避難所の必要性が認識されたことで、国は、平成28年（2016年）4月に「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を改定し、市町村が福祉避難所の整備をより一層進めるよう、示しました。

これを踏まえ、市は、災害時に備えて要援護者を登録した名簿を作成し、地域へ提供する取組である「災害時要援護者登録制度」及び「福祉避難所の整備」を主な事業内容とする、「災害時要援護者支援事業」に取り組んでいます。

本計画は、災害時要援護者自身や家族による自助、隣人や友人など地域で備え助け合う共助、公的機関による公助、それぞれの役割を踏まえ、相互の連携と支援のあり方を明確にし、災害時要援護者を含む要配慮者に対する防災・避難体制の整備、支援策の充実を図ることを目的とするものです。

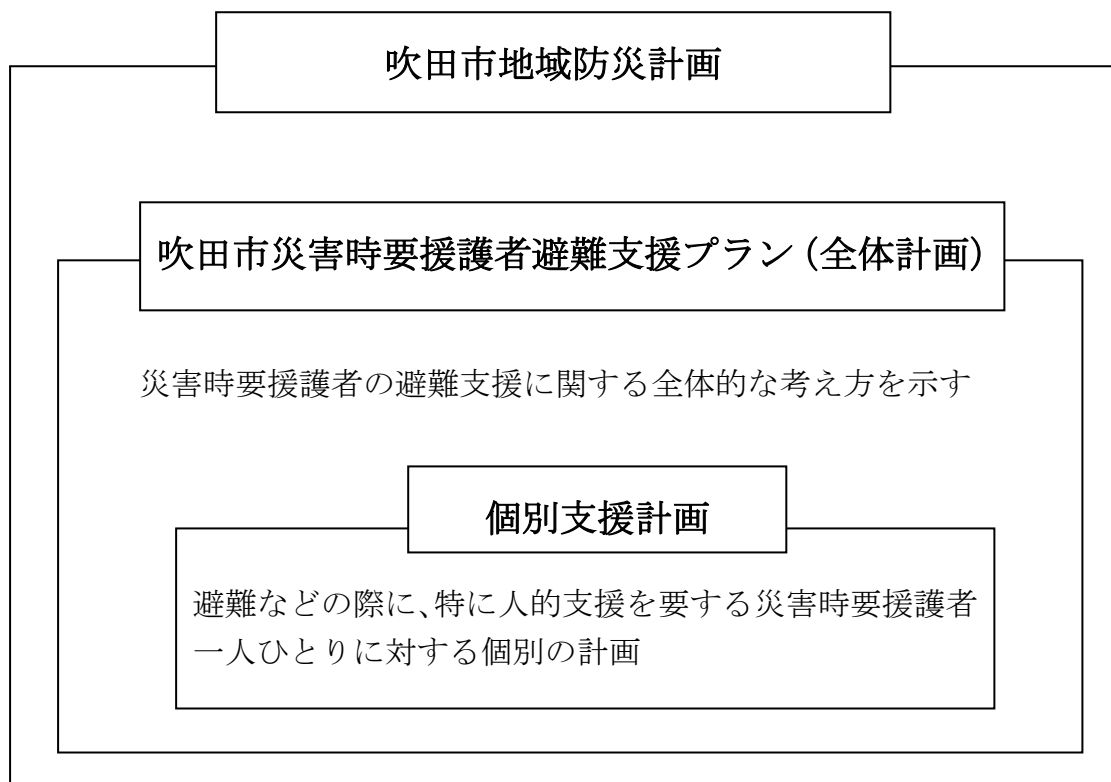
2 計画の位置づけ

この避難支援プラン（全体計画）は、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」及び府の「避難行動要支援者支援プラン作成指針」を踏まえ、災害時要援護者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにするものであり、「吹田市地域防災計画」の下位計画として避難支援に関する事項を具体化するものです。

3 計画の構成

避難支援プランは、支援の対象となる災害時要援護者の考え方（範囲）、支援に係る自助、共助、公助の役割分担、支援体制等について、避難支援に関する全体的な考え方を示す「全体計画」と、その中の災害時要援護者一人ひとりに対する「個別支援計画」で構成します。

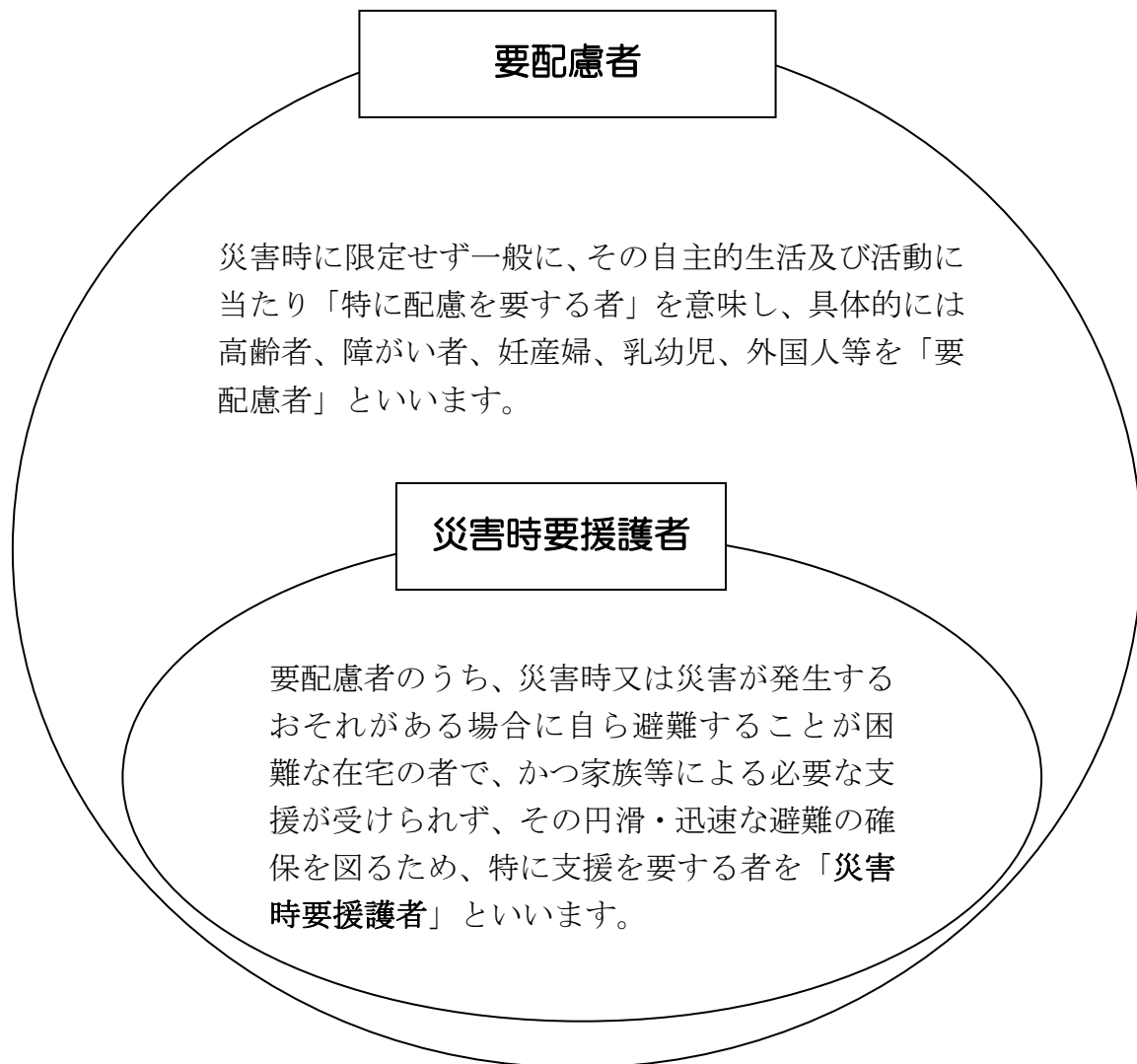
個別支援計画については、地域の特性や実情、特定の災害時要援護者の状況を踏まえ、地域において作成されるものです。



4 避難支援体制の整備方針

避難支援体制の整備は、要配慮者のうち、災害時又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な在宅の者で、かつ、家族等による必要な支援が受けられない者（災害時要援護者）について取組を推進するものです。

5 要配慮者と災害時要援護者の定義



第2章 災害時要援護者登録制度

1 災害時要援護者登録制度について

災害時に支援を希望する要援護者本人の同意に基づき、氏名や住所等の情報を「災害時要援護者名簿」に登録します。登録者のうち、平常時からの名簿情報提供に同意した者のみを記載した名簿（同意者名簿）を地域支援組織（※1）に提供して情報の共有を図り、地域住民や諸団体と行政が連携して災害発生時における要援護者に対する安否確認や避難誘導などの支援体制を整備することにより、要援護者が安心して暮らすことのできるまちづくりの推進を図るものです。

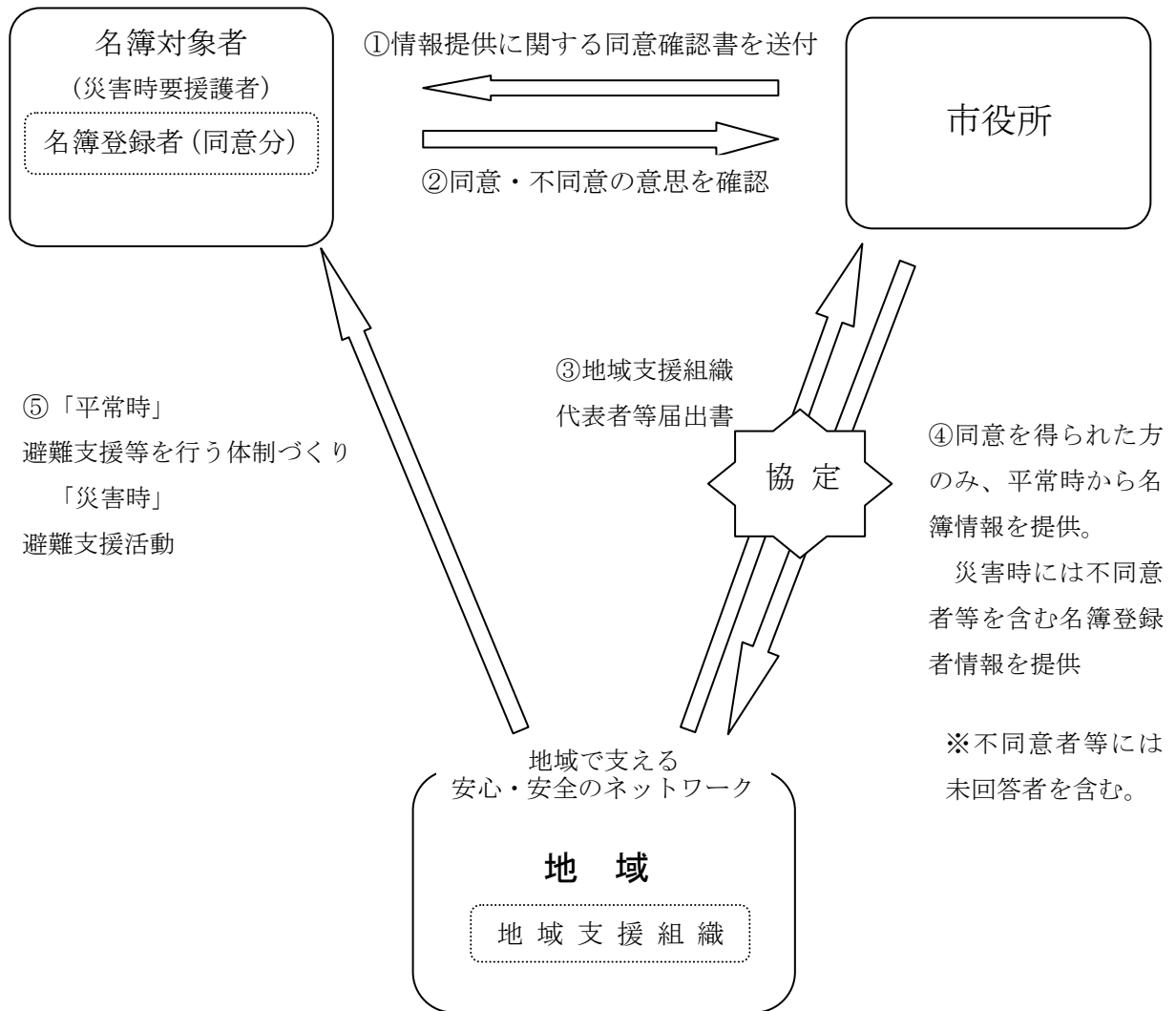
市では、平成21年度（2009年度）より要援護者の登録に当たっては、市報等（ホームページ、ちらし、回覧板等）により、広く制度を周知するとともに、登録を呼びかける「手上げ方式」と、地域支援組織、民生委員・児童委員、また、ケアマネジャーやヘルパー、事業所等から直接、要援護者へ働きかけ登録の呼びかけ及び勧奨をする、「同意方式」との併用により行ってきました。

平成25年（2013年）6月の災害対策基本法改正に伴い、市が対象者の範囲を定め、名簿を作成する「行政情報集約方式」に、これまでの「手上げ・同意方式」を加え、新たな災害時要援護者登録制度として取組んでいます。

※1 地域支援組織とは……平常時から災害時要援護者の状況把握や支援者の確保など必要な支援体制の構築に努める自治会、自主防災組織（※2）等であって、災害時要援護者に対し、災害情報の伝達、安否確認及び避難誘導等の支援を行い、「地域支援組織代表者等届出書」により市長に届出した団体。

※2 自主防災組織とは……連合自治会、青少年対策委員会、体育振興（協議）会、民生委員・児童委員、防犯協議会、小中幼PTA、高齢クラブ、福祉委員会など地域で活動する団体で構成される、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織で、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織。

制度のフロー図



フロー図の説明

①	名簿対象者に対して、同意確認書を送付する。
②	名簿対象者は同意・不同意の意思を示した同意確認書を返送する。
③	地域支援組織は、代表者等届出書を提出し、市とあらかじめ協定を結ぶ。
④	②で同意の意思表示をした者のみの名簿を地域支援組織に提供する。災害時には不同意者等を含む名簿登録者情報を地域支援組織に提供する。
⑤	地域支援組織は平常時には見守り活動や防災訓練に、災害時には安否確認や避難誘導などの避難支援活動に名簿を活用する。

2 対象とする災害時要援護者

名簿作成の対象とする災害時要援護者は、下記のとおりとします。

- (1) 身体障がい者障害程度等級表の級別が「1級」又は「2級」の者
- (2) 療育手帳の障害程度が「A」の者
- (3) 精神障がい者保健福祉手帳の障害等級が「1級」の者
- (4) 要介護認定が「要介護3～5」の者
- (5) 75歳以上の独居の者
- (6) 75歳以上のみの世帯の者
- (7) その他、避難するうえで何らかの支援が必要な者 …………… 本人等からの申し出によるもの

フロー図
①②③④⑤

なお、名簿の対象者が希望すれば、名簿から除外します。

例：家族と同居しているが昼間は支援する人がいない高齢者の方、妊産婦、乳幼児とその保護者、日本語の理解が十分でない外国人など

3 災害時要援護者名簿の作成

(1) 名簿の作成方法

名簿への登録は、次に定める方法によるものとします。

ア 行政情報集約方式

市で把握している以下の台帳等に記載されている要介護認定高齢者や障がい者等の情報及び住民基本台帳情報を集約することで対象者を把握し、名簿に登録する方式

- (ア) 身体障がい者手帳交付台帳
- (イ) 療育手帳交付台帳
- (ウ) 精神障がい者保健福祉手帳交付台帳
- (エ) 介護保険受給者台帳
- (オ) 住民基本台帳

イ 手上げ・同意方式

市報等（ホームページ、ちらし、回覧板等）により、広く災害時要援護者支援制度を周知することにより、対象者自らの申し出を受け名簿に登録する手上げ方式及び民生委員・児童委員や地区福祉委員、ケアマネジャーやヘルパー、事業所等から対象者へ登録を呼びかけ、本人の同意を得ることにより名簿に登録する同意方式

(2) 記載する内容

名簿は、以下の情報を記載するものとし、様式は別に定めます。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号、FAX番号
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ 緊急連絡先
- ク 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(3) 避難支援等関係者となる者

市と協定を結んだ地域支援組織が平常時から避難支援等関係者となります。また、災害時においては、民生委員・児童委員、吹田市社会福祉協議会、警察、消防、自衛隊等も避難支援等関係者となります。

4 災害時要援護者名簿の提供、管理

(1) 同意者名簿の提供

市は、災害発生時又は発生のおそれのある場合に迅速な要援護者支援が行えるよう、平常時から、同意者名簿を地域支援組織へ提供します。

ただし、名簿の提供に当たっては、地域における「支援組織名」並びに支援組織の「代表者」「副代表者」「名簿管理責任者」を届出るものとし、市は、届出のあった地域支援組織と災害時における要援護者の支援活動及び個人情報保護に関する協定を締結します。

(2) 災害時要援護者名簿等の保管

【地域】 地域支援組織…当該地域の同意者名簿を保管

【市】 福祉総務課……行政情報集約方式の同意確認書の原本を保管

(福祉部救護班) 手上げ・同意方式の申請書等の原本を保管

すべての名簿登録者（同意者・不同意者等）の災害時要援護者名簿を保管

危機管理室……すべての名簿登録者（同意者・不同意者等）の災害時要援護者名簿を保管

消防本部……同意者名簿を保管

(3) 災害時要援護者名簿の更新

市は、半年に一度、災害時要援護者名簿を更新し、同意者名簿を地域支援組織へ提供します。

(4) 守秘義務の徹底

市は、地域支援組織に同意者名簿を提供するに当たっては、災害時要援護者支援以外の目的に使用しないことや名簿の保管場所を定めることなど、個人情報の適正な取扱いと権利利益の侵害の防止を徹底するよう努めます。

また、地域支援組織が、災害時要援護者支援のために支援者間で名簿の情報を共有する場合にあっては、「名簿管理責任者」は、名簿受領書や閲覧記録簿を活用し災害時要援護者情報の所在を常に把握しておくとともに、名簿の取扱いについての注意書を交付するなど、個人情報の保護に努めます。

市は、名簿の複写について、必要最小限にとどめるよう説明に努めます。

第3章 避難支援体制の整備

1 基本的な考え方

地震や風水害等の大規模災害発生直後は、全市的に被害がおよび、道路が分断されていたり、火災が発生していたりと、公的機関による救援活動にも限界があり、災害時要援護者に対して十分な避難支援や救護が行えないことが予想されます。

そのため、個別具体的な災害時要援護者の支援については、災害時要援護者の自助及び地域住民における相互支援活動による共助を基本とし、地域支援組織や各種団体・関係機関が連携強化を図り、災害時要援護者への避難支援体制の整備を目指すものとします。

市は、吹田市地域防災計画等に基づき、関係機関相互の連携強化を図りながら、災害発生時における迅速な公助の実施及び災害時要援護者を含めた市民の防災意識の向上に努めるものとします。

2 災害時要援護者支援に対する役割

(1) 平常時における吹田市災害時要援護者支援各室課の役割

担当室課	役 割
福祉総務課 福祉指導監査室 総合福祉会館	(1) 吹田市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）に関すること (2) 地域支援組織との連絡調整に関すること (3) 災害時要援護者名簿の作成・更新に関すること (4) 手上げ・同意方式による災害時要援護者名簿への登録申請の受付・更新に関すること (5) 地域支援組織及び関係機関との災害時要援護者情報の共有・活用並びに協定等の締結に関すること (6) 福祉避難所の確保、指定、整備、調整会議等に関すること (7) 防災学習会や防災訓練への支援など、災害時要援護者支援活動の普及・啓発に関すること (8) 災害ボランティアに関すること
高齢福祉室 障がい福祉室 生活福祉室 内本町地域保健福祉センター 亥の子谷地域保健福祉センター 千里ニュータウン地域保健福祉センター	(1) 手上げ・同意方式による災害時要援護者名簿への登録申請の受付に関すること (2) 災害時要援護者名簿の作成・更新補助に関すること
健康医療部 地域医療推進室 保健センター	(1) 保健所等と連携した災害時医療体制の把握 (2) 保健活動に必要な物品の整備

(2) 災害時における吹田市災害時要援護者支援各班の役割

災害時要援護者の災害時の避難支援業務を迅速に実施するため、福祉部庶務班、福祉部救護班及び保健医療班で、災害時要援護者支援を役割別に構成します。

班	担当室課	役割
福祉部庶務班	福祉総務課 福祉指導監査室 総合福祉会館	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市災害対策本部との連絡調整及び支援活動状況等の取りまとめに関すること (2) 民間の指定済福祉避難所に対する開設の要請に関すること (3) 災害ボランティアセンター開設の要請に関すること (4) 地域支援組織への避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の伝達 (5) 他班との連絡調整に関すること
福祉部救護班	高齢福祉室 障がい福祉室 生活福祉室 内本町地域保健福祉センター 亥の子谷地域保健福祉センター 千里ニュータウン地域保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> (1) 総合福祉会館、内本町地域保健福祉センター、亥の子谷地域保健福祉センター及び障がい者支援交流センターは福祉避難所として開設する。 (2) 災害時要援護者の安否・避難情報の集約に関すること (3) 避難所及び福祉避難所の生活環境に関すること (4) 避難所及び福祉避難所での相談窓口の設置 (5) 移送 (6) 保健師は、福祉部救護班での活動後、統括的な役割を担う保健師の指示のもとに、災害時対応を行う。
保健医療班	地域医療推進室 保健センター	<ul style="list-style-type: none"> (1) 避難所等での保健師等による巡回健康相談等の実施 (2) 避難所や福祉避難所等において、受療や医療的ケアが必要な方への医療機関情報の提供に関すること

※その他の室課の役割については、地域防災計画を参照のこと。

(3) 地域支援組織の役割

地域における災害時要援護者の避難支援活動を行うため、地域支援組織を概ね小学校区ごとに設置します。

役割	平常時	災害時
災害時要援護者情報の把握	(1) 災害時要援護者名簿への登録の推進 (2) 災害時要援護者名簿の管理 (3) 福祉部福祉総務課と最新の災害時要援護者情報の共有	(1) 安否確認・避難状況の確認 (2) 福祉部庶務班との情報共有
避難行動支援	(1) 特定の災害時要援護者に対する個別支援計画の作成 (避難支援者の選定、避難情報伝達方法、避難所及び避難経路等の確認) (2) 災害時要援護者の防災訓練への参加の促進	(1) 避難情報(準備情報・勧告・指示)及び災害情報の伝達 (2) 一般の指定避難所への避難誘導
避難生活支援	(1) 災害時要援護者のニーズの収集 訓練及び福祉部救護班への情報伝達訓練 (2) 介助・補助の訓練 (3) 避難生活支援体制の整備	(1) ニーズの収集 (2) 介助・補助

3 関係機関との連携

市は、災害時要援護者の避難支援に当たっては、警察や消防などの防災関係機関はもとより、地域防災の中心となる、地域支援組織や平常時から災害時要援護者と接する機会の多い、地域の民生委員・児童委員、地区福祉委員、介護保険や障がい福祉サービス事業者及び吹田市社会福祉協議会等の福祉関係者の協力、連携により進めます。また、受療が必要な人や医療的ケアが必要な災害時要援護者等については、医療機関や吹田保健所などと連携を図って、支援体制の構築を推進します。

4 避難支援体制の構築

人的支援を要する災害時要援護者の避難については、地域支援組織と連携し、地域の特性や実情に応じた「個別支援計画」の作成を通じて支援体制を構築していきます。

なお、避難支援体制の構築に当たっては、災害時要援護者本人に対し、避難支援者による支援は任意の協力により行われるものであることや避難支援者の不在や被災などにより、支援が困難となる場合があることなど、災害時要援護者の自助が不可欠であることについて十分周知することとします。

さらに、災害時要援護者の支援体制を整備するに当たっては、地域において災害時要援護者支援に関する人材を育成し、避難支援者を増やしていくこととします。

5 避難支援等関係者の対応原則・安全確保

災害時は、災害時要援護者を支援する避難支援等関係者も含め、地域の誰もが被災者となりえます。避難支援等関係者が災害時要援護者の避難支援に向かうには、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を確認できることが大前提です。

市は、災害時要援護者に対して、避難支援等関係者の役割や支援内容について理解を求めると同時に、災害の程度や状況によっては、避難支援等関係者が支援を行えないことも十分想定されることについても理解を求めよう努めます。

6 災害時要援護者名簿登録者への避難支援

(1) 不同意者等を含む災害時要援護者名簿の提供

現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、災害時要援護者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、市は本人の同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供することとしています。そのため、市は、避難支援等関係者その他の者に対し、特に避難の時間的余裕がある風水害等のリードタイムのある災害においては、避難支援等関係者その他の者への情報提供に同意していない者についても、可能な範囲で支援を行うよう協力を求めることができます。

ただし、発災時等であれば無条件に認められるものではなく、例えば、大雨で河川が氾濫するおそれがある場合に、浸水する可能性がない地区に居住する同意のない災害時要援護者の名簿情報まで一律に提供することは適切ではありません。そのため、市は予想される災害種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案し、同意のない災害時要援護者名簿の情報を提供することが適切かを判断するよう留意します。

(2) 不同意者等を含む災害時要援護者名簿の提供先

他の都道府県警察からの応援部隊など、他地域から避難支援等が受けられる場合は、それらの者にも名簿情報を提供します。

(3) 不同意者等を含む災害時要援護者名簿の情報漏えいの防止

発災時に、本人の同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を提供する場合、地域支援組織のみならず、平常時から名簿情報を保有していない者に対しても名簿情報を提供することが考えられます。そのため、これらの者が適正な情報管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努めます。

7 避難場所及び避難経路

(1) 災害時要援護者の避難場所

市は、避難場所の指定にあつては、土砂災害危険箇所や浸水想定区域等、災害時の危険箇所を十分考慮するとともに、関係機関と協議して、適切な指定に努めます。

また、災害時要援護者の避難場所の選定にあたっては、災害時要援護者と避難支援者が、十分協議しておく必要があります。

(2) 避難場所までの避難路の整備

市は、避難路の整備に努めます。

また、避難経路の選定にあたっては、土砂災害や浸水等が予測される危険な箇所を避け、災害時要援護者の避難・搬送形態を考慮した浸水時にも機能する避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めます。

8 避難後の災害時要援護者への対応

発災時に助かった災害時要援護者の命が、その後の避難生活において配慮が足りなかったために失われるといったことがないように留意する必要があります。そのため、地域の実情や特性を踏まえつつ、以下の事項を参考としながら、避難後の災害時要援護者の支援を行う必要があります。

(1) 災害時要援護者の引継ぎ

避難場所等において、災害時要援護者及び名簿情報が避難支援等関係者から避難場所等の責任者に引き継がれるよう、その方法等について、あらかじめ検討し、災害時要援護者についての引継ぎを行うことが適切です。

(2) 災害時要援護者の避難場所から避難所への移送

発災後、避難場所から避難所への災害時要援護者の移送については、家族等によるものが原則ですが、困難な場合は、福祉部救護班が関係機関と連携し、必要に応じて行います。

また、災害時要援護者を速やかに移送できるよう、あらかじめ事業者と協定を結んでおく必要があります。

第4章 情報伝達

1 避難の準備・勧告・指示

市は災害時又は災害が発生するおそれがある場合は、地域住民に対し下表のとおり避難準備・高齢者等避難開始（避難準備情報）、避難勧告、避難指示（緊急）を行います。

三段階の避難勧告等一覧

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始 (避難準備情報) (災害時要援護者等避難)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 (2) 予測雨量で、土砂災害発生基準を超過時 (3) 土砂災害警戒準備情報が発令されたとき及び土砂災害の前兆現象が確認されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） (2) 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> (1) 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 (2) 土砂災害警戒情報が発表されたときあるいは、土砂災害の前兆現象が確認されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 (2) 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 (2) 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 (3) 人的被害の発生した状況 (4) 周辺で土砂災害が発生したとき (5) 土砂災害の前兆現象が確認されたときあるいは実況雨量で土砂災害発生基準を超過したときに総合的に判断する。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 (2) 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動 (3) あらゆる手段を講じて、災害時要援護者を避難させる。

2 避難勧告等の伝達方法

市が、避難準備・高齢者等避難開始（避難準備情報）、避難勧告、避難指示（緊急）を行う場合は、市及び地域支援組織は、下表の手段を用いて、地域住民及び災害時要援護者に対し伝達するものとします。

避難勧告等の伝達方法

情報伝達手段	避難準備・高齢者等 避難開始 (避難準備情報) (災害時要援護者等 避難)	避難勧告	避難指示(緊急)
市のホームページによる伝達	○	○	○
広報車による伝達	○	○	○
防災行政無線	○	○	○
テレビ放送、ラジオ放送	△	△	○
(地域支援組織を通じて) 口頭伝達	△	△	○
サイレン			○

△…必要に応じて併用するものとする。

3 防災訓練等の実施

災害時要援護者の避難を迅速かつ適切に行うためには、住民一人ひとりが防災意識を高めておくことはもとより、地域支援組織は防災活動だけでなく、平常時から、声かけや見守り活動等、地域における各種活動をとおして災害時要援護者との連携を深めておくことが重要です。

また、地域支援組織は、地域で実施する防災訓練において、災害時要援護者も参加した避難誘導訓練や情報伝達訓練等を実施するなど、災害時に円滑な誘導を行えるよう、実践的な防災訓練を定期的に行うよう努めることが重要です。

第5章 避難生活支援

1 避難所における災害時要援護者に対する支援

(1) 環境整備

避難所となる施設においては、災害発生後、災害時要援護者の避難状況に応じて、障がいのある人用トイレ、スロープ等の段差解消設備を速やかに仮設するよう努めます。

特に体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合は、畳・マットを敷く、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションを設ける、冷暖房機器等の増設など環境の整備に努めます。これらの環境整備に必要な設備については、備蓄で対応するほか、関

係団体や事業者と事前協定を締結するなどにより、平常時から対応等を講じておくこととします。

(2) 情報提供

避難所では、避難者のそれぞれの状態に配慮し、情報が漏れなく伝達されるよう拡声器等の音声によるものと併せて、掲示やビラ等文字によるものなど複数の情報伝達手段を活用して情報提供を行います。

(3) 個別ニーズへの対応

避難所では、相談窓口や保健師等による巡回健康相談等によって把握した個別ニーズに対して、可能な範囲で速やかに対応するよう努めます。

具体的には、次のようなことが考えられます。

- ア 自力での移動が困難な人に対して、杖や車椅子の確保
- イ 介護が必要な人に対して、介護職員等の派遣等
- ウ トイレに近い場所の確保など、生活環境への配慮
- エ 医療機関と連携する等の配慮
- オ 介護保険法や障害者総合支援法等のサービスにつなげること

(4) 保健師等による巡回及び市による福祉避難所・医療機関等への移送

保健師等は避難所等を巡回し、健康状態の確認や相談などの保健衛生活動を行います。家族等による移送が困難な場合、福祉部救護班が関係機関と連携し、必要に応じて福祉避難所や医療機関等への移送を行います。

(5) ボランティアとの連携

災害時要援護者に対する各種の支援を十分に行うためには、ボランティアの活動が大きな力となります。災害時要援護者のニーズを的確に把握し、吹田市社会福祉協議会のボランティアセンター等と連携を図り、ボランティアが避難所や福祉避難所の支援等に効果的に運用できるよう、受入れ体制の整備に努めます。

※避難所では施設管理者等責任者のもと、人材の確保や不足する物資等について、施設が所属する庶務班を通じて、統括部本部班に連絡し、整備に努めます。（避難所運営マニュアル作成指針による）

2 福祉避難所の指定・開設

(1) 福祉避難所の指定

福祉避難所とは、災害時又は発生のおそれのある場合に高齢者や障がい者等、一般の指定避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者を対象に開設する避難所を言います。平常時から福祉避難所への避難が必要な人の状況等を把握し、災害時に必要数を確保できるよう、あらかじめ福祉避難所の指定に努めます。

福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火構造を備え、バリアフリー化されていることなど、災害時要援護者の利用に適しており、かつ、専門的な人材確保が比較的容易な既存の社会福祉施設等とし、市は、「福祉避難所指定等に向けての運用指針」に基づき、協定締結を進めます。

福祉避難所を指定した場合は、その所在や避難方法等について、災害時要援護者を含む地域住民に対し周知するとともに、周辺の福祉関係者の十分な理解を得るものとします。

(2) 福祉避難所の開設

災害発生時、又は発生のおそれがある場合に、現に通常の避難所に避難してきた者のうち福祉避難所の対象となる者を把握した際には、協議のうえ、福祉部庶務班は福祉避難所の開設を要請します。

要請を受けた施設は、施設の安全を確認した後、施設間連携などによる人材の確保がなされ、受入れ体制が整った場合に、福祉避難所を開設する旨を福祉部庶務班に連絡するものとします。

福祉部庶務班は施設側からの要請があれば吹田市社会福祉協議会などとも連携し、人材の確保に努めるものとします。

(3) 福祉避難所設置・運営マニュアル

福祉避難所の指定を受けた施設は、当マニュアルを基本として、施設の特性や実情に応じた独自のマニュアルを作成して福祉避難所を設置・運営し、当マニュアルについては随時更新するものとします。

第6章 さらに避難行動支援のために取り組む対策

1 個別支援計画策定の基本的な考え方

地域支援組織は同意者名簿を平常時から声かけ、見守り活動や防災訓練等に活用し、顔の見える関係を構築する必要があります。

大規模な災害では、避難支援者も被災し、支援することが全くできない場合もあることから、地域の特性や実情に合わせて、支援体制づくりを行うことが重要です。避難支援者も被災し、支援を約束することができないことから、災害時要援護者と支援者という点と点で支援するのではなく、ゾーン（例えば、マンションのワンフロアごとで災害時要援護者を支援するなど）で支援するのが適切です。個別支援計画は、特定の災害時要援護者に限って作成していくことが望ましいと考えます。

2 個別支援計画の作成

(1) 避難支援者の選定

災害発生時又は発生のおそれのある場合に避難情報の伝達や安否確認、避難誘導などの支援を行うための「避難支援者」の選定については、災害時要援護者本人の意向を極力尊重したうえで、地域支援組織等の実際に避難支援に携わる関係者が協議し、あらかじめ災害時要援護者一人に複数人選出することが望ましいと考えます。

また、災害時要援護者に対する避難支援は、「避難支援者」の協力可能な範囲で行われることや「避難支援者」の不在・被災等により支援が困難となる場合もあるため、市は災害時要援護者の自助が必要不可欠であることについて周知に努めます。

(2) 個別支援計画の作成

個別支援計画の作成に当たっては、地域支援組織等の実際に避難支援に携わる関係者が中心となって、「避難情報の伝達方法」「避難場所」「避難経路」「避難方法」「家族等の状況」等について災害時要援護者本人と話し合いながら具体的に支援内容について決めていくものとします。

3 個別支援計画の更新

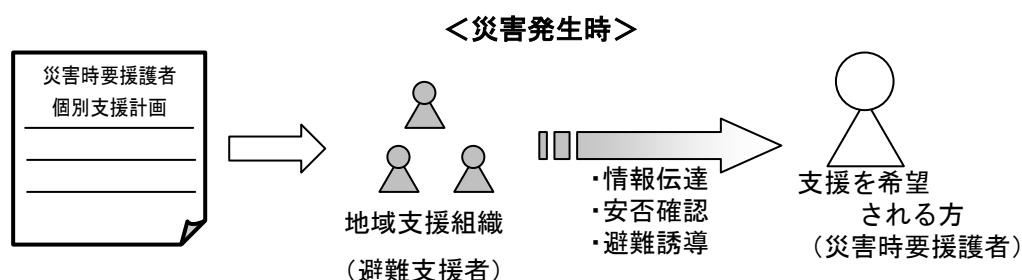
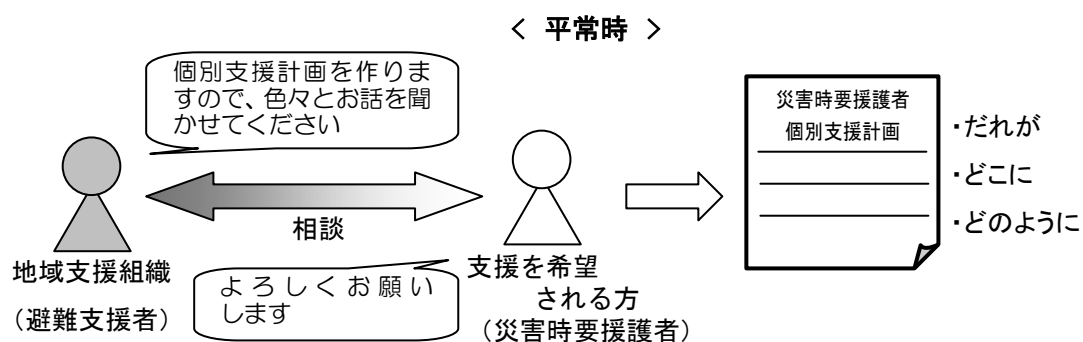
特に高齢の災害時要援護者については、必要な支援の内容や状況が変わることがあり、災害時に迅速かつ適切な支援を行うために、最新の情報を把握しておく必要があります。

地域支援組織は、名簿の更新に伴い特定の災害時要援護者の支援方法の変更・見直しが必要な場合は、その都度避難支援者と協議のうえ、個別支援計画の内容を見直すものとします。

4 個別支援計画の管理

個別支援計画は、災害時要援護者本人及びその家族、地域支援組織内の必要最小限の避難支援者で共有することとし、避難支援者以外の者が閲覧することのないように配慮するとともに、保管場所を定め、紛失、盗難、破損、改ざんその他の事故を防止し、個人情報 の適正な管理を徹底します。

～各地域で特定の災害時要援護者一人ひとりの個別支援計画を作成しましょう～



5 避難行動支援に係る共助力の向上

(1) 地域の共助力について

発災時又は発災のおそれが生じた場合に、円滑かつ迅速に避難支援等を実施するためには、災害時要援護者が地域社会で孤立することを防ぎ、平常時から住民同士の顔が見える関係を築くよう努め、地域の防災力を高めておくことが必要です。

また、当市では、関西大学と災害時における連携協定を結び、関西大学レジリエンスキャンパス構想（※1）の実現を共に目指しています。避難支援者として学生の支援を求めることも重要であり、市と地域と大学との連携を進めていくことが地域の防災力を高めるうえで必要です。

※1 レジリエンスキャンパス構想とは……大学ならではの資源を活用し、「平時施設の有事利用」という考えに基づいて災害時に地域住民を一定期間受入れる等、防災拠点として機能するための環境整備を行う官民連携の事業。

(2) 要配慮者及び避難支援等関係者を対象とした研修等の実施

市は災害時要援護者を含めた要配慮者への研修等では、高齢者、障がい者自身が避難について考え、発災時又は発災のおそれが生じた場合、自らの身を守るための主体的な行動をとることができるよう、促してまいります。

市は避難支援等関係者の研修では、地域の防災力を高めるため、避難支援等関係者自らの生命及び安全を守りつつ、災害時要援護者の命を守ることに協力してもらえぬ人材育成の研修に努めます。

< 資 料 >

・災害時要援護者の特性ごとの避難行動等の特徴	2 1
・災害時要援護者の特性ごとに必要な主な配慮等	2 3
・災害時要援護者の特性ごとの情報伝達時の主な配慮事項	2 5
・災害時要援護者の特性ごとの避難誘導時の主な配慮事項	2 7
・吹田市災害時要援護者登録制度実施要領	2 9
・地域支援組織代表者等届出書	3 2
・「災害時要援護者名簿」の情報提供に関する同意確認書	3 3
・災害時要援護者登録変更届出書	3 4
・災害時要援護者名簿	3 5
・災害時要援護者名簿受領書	3 6
・災害時要援護者名簿閲覧記録簿	3 7
・災害時要援護者名簿受領者用注意書	3 8
・災害時要援護者名簿閲覧者用注意書	3 9
・個別支援計画（作成例）	4 0

●災害時要援護者の特性ごとの避難行動等の特徴

視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら被害の状況を知ることができない場合がある。(視覚による緊急事態の察知が不可能な場合が多い。) ・災害時には、住み慣れた地域でも状況が一変することに伴い、援助なしでは、いつもどおりの行動ができなくなる場合がある。 ・避難所等慣れない場所では、移動など行動することが難しくなる場合がある。(単独では素早い行動ができない。) ・視覚障がいのほかに、知的障がいや聴覚障がいなど重複障がいのある方がいることにも留意。
聴覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・音声による情報が伝わりにくい場合や伝わらない場合がある。(視覚外の異変・危険の察知が困難。音声による避難誘導の認識ができない場合がある。) ・緊急時でも、言葉で人に知らせることが難しい。 ・外見からは障がいのあることがわかりにくい。 ・聴覚障がいのほかに、知的障がいや肢体障がいなどの他の障がいもある者もいることにも留意。
盲ろう者	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所等慣れない場所では、移動などが難しい(単独での避難行動が難しい)。 ・障がいの状態(全盲ろう、弱視ろう、盲難聴、弱視難聴)によって、情報収集の方法が異なり、状況判断が難しい。
言語障がい者 (失語症等)	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時でも、言葉で人に知らせることが難しい。 ・外見からは障がいのあることがわからない。
肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の身体の安全を守ることが難しい。 ・とりわけ、下肢障がいがある者などは、自力で避難することが難しい。
内部障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・外見からは障がいのあることがわかりにくい。 ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合がある。 ・心臓、腎臓、呼吸器などの機能障がいのために、人工透析など医療的援助が必要な場合がある。 ・医薬品を常時携帯する必要な方がいる。 ・常時医療機材(人工呼吸器、酸素ボンベ、吸たん器など)を必要とする方がいる。
知的障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・急激な環境の変化に順応しにくい場合がある。 ・一人では理解や判断することが難しく(緊急事態等の認識が不十分な場合)環境の変化による動揺が大きく見られる場合がある。
精神障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時には、精神的動揺が激しくなる場合がある。 ・自分で危険を判断し、行動することができない場合がある。 ・普段から服用している薬を携帯する必要がある。

高次脳機能障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・同時にいくつものことができない場合がある。 ・複数の指示が出ると混乱する場合や、言葉の指示でどのように行動してよいか分からない場合がある。 ・少し前の記憶や行き先や場所を忘れてしまう場合がある。 ・緊急時でも、自分の知りたいことやして欲しいことを言葉で人に知らせることや他の人の言葉の理解が難しい場合がある。 ・自分で危険を判断し行動することができない場合があるため、危険な場所に行ってしまうことがある。 ・一人では理解や判断することが難しく、環境の変化による動揺が見られ、考える前に行動してしまう場合や、その都度指示されなければ行動できない場合や、直接指導等の支援が必要となる場合がある。 ・外見からは障がいのあることがわかりにくい。 ・受け答えはスムーズで、障がい認識が出来ていない場合もあり「できる」「わかった」などを自信を持って返答するが、実際には行動できない。 ・突然興奮したり、怒り出したり、我慢できないことなどがある。 ・自分の疲労に気付きにくいことがある。
発達障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の変化（いつもと違うこと）や見通しが立たないことが苦手なために、不安から落ち着きがなくなったり、精神的に不安になってパニックを起こしたりする場合がある。 ・コミュニケーションが苦手であるために、一斉に伝えられた情報を理解しにくかったり、自分が困っていることを伝えられなかったりする場合がある。 ・想像することが苦手なために、避難の必要性や危険な場所・行為が理解できない場合がある。 ・聴覚・触覚などの感覚が過敏であるために、特定の音を嫌がって耳をふさぐ、怖がるなどの行動が見られたり、大勢の人がいる場所にいられないことがある。他に、特定の食べものしか食べられない（味覚）、特定の服しか着られない・体に触れられるのを嫌がる（触覚）といった場合もある。反対に、感覚が鈍感であるために、治療が必要なけがや体の不調に気づかないことがある。 ・受け答えがスムーズで、周囲には障がいがあることがわかりにくいことがある。
難病患者	<ul style="list-style-type: none"> ・疾患によって、身体障がい者手帳を所持し、障がい状態にある場合もあることから、それぞれの疾病特性に配慮した対応をとる必要がある。
認知症高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・時間、場所、人に関する見当が混乱することがある。 ・食事をしたことを忘れて要求するなど、最近の出来事をすっかり忘れることがある。 ・言葉が出てこなかったり、意味を理解できないことがある。 ・身の回りの物の用途がわからなくなることがある。 ・急激な環境の変化への適合が難しい。 ・服の着替えがうまくできないことがある。 ・環境の変化にせい弱である。 (以上の症状は環境の変化により大きく左右されやすい)

●災害時要援護者の特性ごとに必要な主な配慮等

視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚による緊急事態等の覚知が不可能な場合や瞬時に覚知が困難な場合が多いため、音声による情報伝達及び状況説明が必要である。 ・日常の生活圏外では、介護者がいないと避難できない場合があるため、避難誘導等の援助が必要である。 ・なお、重複障がいがある者の場合には、その障がい状況に応じた援助ニーズがあることに留意する。
聴覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・音声による避難・誘導の指示が認識できないため、手話・要約筆記・文字・絵図等を活用した情報伝達及び状況説明が必要である。
盲ろう者	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚や音声による緊急事態等の覚知が困難であるため、指点字や触手話、指文字、手のひら書き、拡大文字等、個々の障がい状況に応じたコミュニケーション方法により情報伝達及び状況説明が必要である。 ・日常生活圏外では、介護者がいないと避難できない場合があるため、避難誘導等の援助が必要である。 ・単独でいると全ての情報から閉ざされてしまうことを考慮する。
言語障がい者 (失語症等)	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の状況等を伝える際の音声による会話が困難であるため、手話・筆談等による状況把握が必要である。
肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いため、車いす等の補助器具が必要。この場合、メンテナンスキット（空気入れ、パンク修理、工具）も必需品である。
内部障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合があるため、車いす等の補助器具が必要である。 ・医薬品や医療機材を携帯する必要があるため、医療機関等による支援が必要である。 ・ストマ着用者にあってはストマ用装具が必要である。
知的障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態等の認識が不十分な場合や環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があるため、何が起こったかを短い言葉や文字、絵、写真などを用いてわかりやすく伝えて事態の理解を図るとともに、日常の支援者が同伴するなどして、気持ちを落ち着かせながら安全な場所へ誘導することが必要である。
精神障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時には精神的動揺が激しくなる場合があるため、支援者は、気持ちを落ち着かせる配慮が必要である。 ・服薬を継続することが必要な人が多いため、日ごろから自ら薬の種類を把握するよう指導するとともに、医療機関による支援が必要である。

高次脳機能障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・「記憶障がい」などがある場合があることから、できる限り事前にその方の症状を把握し、とるべき行動を記載したメモを渡す、現在の状況や今後の見通しなど何度も繰り返して説明を行うなど、その方の症状にあった誘導方法をとることが必要である。 ・緊急事態の認識ができない場合があるため、何が起こったかを短い言葉や文字、絵、写真などを用いてわかりやすく伝えて事態の理解を図るとともに、日常の支援者が同伴するなどして、安全な場所へ誘導することが必要である。 ・災害発生時には精神的な動揺が激しくなる場合があるため、気持ちを落ち着かせることが必要である。 ・食料や物資の配給を待てずに怒ったり騒いだりすることがあり、家族の代わりに列に並ぶ、別途配給するなどの対応で、家族の負担を軽減することが必要である。
発達障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・見通しを持ちやすいように、スケジュールやこれから起こることについて、できるだけ具体的に説明することが必要である。 ・抽象的な言葉を避け、具体的で分かりやすい言葉を使って、はっきりと伝える。耳で聞くよりも目で見たことを理解しやすい特徴があるので、その人の理解度に応じて、実物、写真、絵や言葉など目に見える形にして伝えることが必要である。 ・危険を回避するために、してはいけないこと、行ってはいけない場所などがある場合は、あらかじめそのことをはっきり伝えることが必要である。 ・精神的に不安定になったりパニックを起こしたりした時は、気持ちを落ち着けられるように静かな場所を確保したり、個室が用意できない場合は、テントやパーテーション、段ボールで周りの空間と区切るなどの工夫が必要である。聴覚過敏がある場合はヘッドフォンや耳栓を使うことや、気に入りのものを用意するといったことで、落ち着いて過ごせる場合もある。 ・本人からけがや不調の訴えがなくても、身体状況を一通り確認したり、また、食事（食欲）や睡眠の状態にも注意を払っておくことが必要である。
難病患者	<ul style="list-style-type: none"> ・肢体が不自由な場合や、外見からは障がいがあることが分からない場合があるため、それぞれの病態や症状に応じた避難誘導等の援助が必要である。 ・人工呼吸器や人工透析などの医療的援助が必要な場合がある。 ・慢性疾患患者が多く、医薬品の確保について医療的援助が必要な場合がある。
認知症高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態等の認識が不十分な場合や、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があるため、日常の支援者が同伴するなど、気持ちを落ち着かせることが必要である。

●災害時要援護者の特性ごとの情報伝達時の主な配慮事項

<p>視覚障がい者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の広報、その他生活に関する情報等が来た時には、必ず知らせる。 ・わかりやすい口調で伝える。 ・音声情報で複数回繰り返す。 ・点字や拡大文字のほか、指點字や触手話、指文字、手のひら書きなど、一つないし複数の組み合わせでコミュニケーションをとり情報提供に努める。 ・盲ろう者通訳・介助員を避難所等に派遣する。 ・重複した障がいがある者の場合には、さらに別の障がいに応じた支援が必要になる。
<p>聴覚障がい者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・正面から口を大きく動かして話す。 ・文字や絵を組み合わせた筆談で情報を伝える。(常時筆記用具を用意しておく。) ・盲ろう者通訳・介助員、手話通訳者及び要約筆記者を避難所等に派遣する。 ・掲示板、ファクシミリ、Eメールを活用した情報提供を行うとともに、文字放送専用テレビを避難所に設置することに努める。
<p>盲ろう者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境や障がいの状況、障がい発生時期等により、コミュニケーションの方法も一人ひとり異なる。 ・コミュニケーションの方法は、点字(指點字)、手話(触手話)、指文字、筆談、手のひら書き、音声、その他に分類でき、一つないしは複数の組み合わせでコミュニケーションを取る。 ・市町村の広報、その他生活に関する情報等が来た時には、必ず知らせる。 ・指點字や触手話、指文字、手のひら書き等の手段により状況を伝える。 ・盲ろう者通訳・介助員を避難所等に派遣する。
<p>知的障がい者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的に、短い言葉で、わかりやすく情報を伝える。 ・絵、図、文字などを組み合わせて、理解しやすい方法で情報を伝える。 ・精神的に不安定になる場合があることに配慮する。
<p>精神障がい者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的に、わかりやすく簡単に情報を伝える。 ・精神的に不安定になる場合、専門的知識のある人に連絡をとるなど配慮する。
<p>高次脳機能障害者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・とるべき行動や大切な説明や予定はメモを渡す。 ・絵、図、文字などを組み合わせて、理解しやすい方法で情報を伝える。 ・言葉が出ずに困っている時は、本人の状況を推測して選択肢をあげたり、絵や図を活用するなどして、表現のサポートを行う。 ・精神的に不安定になる場合があることに配慮し、イライラしている時は、静かな場所へ誘導し、落ち着くまで待つ。 ・何度も同じことを聞く時は、いつも見える場所にメモを貼ったり、繰り返しの説明を行う。

<p>発達障がい者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・抽象的な言葉を避け、具体的で分かりやすい言葉を使って、はっきりと伝える。その人の理解度に応じて、実物や写真、絵、言葉など目に見える形にして伝える。 ・予告できることは、できるだけ事前に伝えておく。 ・大きな声を怖がったりする場合があるので、穏やかな声で話しかける。 ・一斉の説明では十分理解できない場合があるため、個別に声をかけ、理解できているかどうかを確認する。 ・してはいけないこと、行ってはいけない場所、触ってはいけないものなどがある場合は、あらかじめそのことをはっきり伝える。「×」などの印やマークを使って、はっきり分かるように示す
<p>難病患者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚、聴覚に障がいがある場合や、認知症をとまなう場合は、それぞれの状態を把握し、理解しやすい方法で情報を伝える。
<p>認知症高齢者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的に、短い言葉で、ゆっくりとわかりやすく理解しやすい方法で情報を伝える。

●災害時要援護者の特性ごとの避難誘導時の主な配慮事項

視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認及び避難所への避難誘導（歩行支援）を誰が行うのか、予め取り決めておく。 ・白杖等を確保する。 ・また、日常の生活圏であっても、災害時には周辺環境の変化から認知地図（頭の中の地図）が使用不能となる場合があることに配慮する。
聴覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・手話や文字情報によって、状況説明を行い、避難所等へ誘導する。（筆記用具等を用意しておく。）
盲ろう者	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認及び避難所への避難誘導（歩行支援）を誰がどのように行うのか、予め本人に伝え取り決めておく。 ・指点字や触手話、指文字、手のひら書き等によって状況説明を行い、避難所等へ誘導する。 ・たとえ少しの距離であっても支援者の存在が確認できなければ、一人になっているのではないかと不安に感じてしまうので、近くにいることを伝え、少しでも安心できるように留意する。
言語障がい者 （失語症等）	<ul style="list-style-type: none"> ・手話や文字情報によって、状況説明を行い、避難所等へ誘導する。（筆記用具等を用意しておく。）
肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> ・自力で避難することが困難な場合には、車いすやストレッチャー等の移動用具等を確保することが望ましいが、移動用具等が確保できない場合には、担架やリヤカーの使用、おんぶなどにより避難する。
内部障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・常時使用している医療機材を確保するほか、医薬品を携帯するとともに、自力で避難することが困難な場合には、車いすやストレッチャー等の移動用具等を確保することが望ましい。移動用具等が確保できない場合には、担架やリヤカーの使用、おんぶなどにより避難する。
知的障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・一人である時に危険が迫った場合には、緊急に保護する。 ・災害の状況や避難所等の位置を、短いことばや文字、絵、写真などを用いてわかりやすく説明するとともに、必要に応じて誘導する。 ・また、動揺している場合には、日常の支援者が同伴するなどして、気持ちが落ち着くよう支援することが大切である。
精神障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の状況や避難所等の位置を伝えるとともに、必要に応じて無理のないやり方で誘導する。 ・また、動揺している場合には、時間をとり気持ちが落ち着くよう支援することが大切である。
高次脳機能障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の状況や避難所等の位置、とるべき行動や大切な説明や予定を記載したメモを渡し、絵、図、文字などを組み合わせて、誘導する。 ・また、動揺している場合には、日常の支援者が同伴するなどして、気持ちが落ち着くよう支援することが大切である。 ・何度も同じことを聞く場合でも、繰り返しの説明を行う。 ・道や建物の中で迷うことがあるので、目的地まで付き添うなど必要な誘導を行う。 ・けがをしているのに気付かないことがある。本人の主訴だけでなく、身体状況等周りの方からも聴取する等よく確認する。

発達機能障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に避難誘導が必要なことが分かっている場合には、あらかじめ行き先、移動する時間、同行する人などについて説明しておく。 ・これから起こること（すること、行く場所など）や取るべき行動について、具体的で分かりやすい言葉を使い、はっきりと伝える。 ・一斉の説明では十分理解できない場合があるため、個別に声をかける。
難病患者	<ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由者や、内部障がい者と同様に、車いすやストレッチャー等の移動用具を確保することが望ましい。 ・常時使用している医療機材を確保するほか、医薬品を携帯するよう周知を徹底する。
認知症高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・動揺している場合は、日常の支援者が同伴するなどして、気持ちが落ち着くよう留意し、支援する。

(以上、大阪府「避難行動要支援者支援プラン」作成指針より抜粋)

吹田市災害時要援護者登録制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、災害対策基本法第四十九条の十第一項の規定に基づき、ひとり暮らしの高齢者や障がい者など、災害時に避難勧告など災害情報の入手が困難な者、本人又は家族などの支援だけでは避難することが困難な者を対象として、災害時要援護者名簿（以下「要援護者名簿」という。）を作成し、あらかじめ地域の支援組織に要援護者名簿に記載された個人情報を提供することに同意した者の同意者名簿（以下「名簿」という。）を提供し、地域の中で災害時における支援が受けられるようにするための体制を整備することにより、これらの者が安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この要領において災害時要援護者（以下「要援護者」という。）の対象者とは、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市内に居住する者であって、在宅で生活し、かつ、災害時に避難支援（以下「支援」という。）を希望する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法第15条第4項の身体障害者手帳の交付を受けている者であって、障害の程度が1級または、2級である者
- (2) 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けている者であって、療育手帳にAと記載されている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、障害等級が1級に該当する者
- (4) 介護保険法第12条第3項の被保険者証を受けている者であって、要介護状態区分が3以上として認定を受けた者
- (5) 75歳以上のひとり暮らしの高齢者または、75歳以上の者のみで構成される世帯に属する高齢者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、支援を必要とする者

(支援組織)

第3条 この要領において、「支援組織」とは、地域において、要援護者を支援しようとする自治会、自主防災組織等であって、地域支援組織代表者等届出書（様式第1号）により市長に届出た団体とする。

- 2 支援組織は、災害時に、要援護者に対し、地域で災害情報の伝達、安否確認及び避難誘導等の支援を行うものとする。
- 3 支援組織は、平素から災害時要援護者の状況の把握や支援者の確保など支

援に必要な体制の構築に努めるものとする。

(登録の手続き)

第4条 第2条第6号の規定に該当する者は、災害時要援護者登録申請書兼同意書(様式第2号)に必要な事項を記載して、市長に提出するものとする。

2 市長は、要援護者に対して、平素から前条に規定する支援組織へ情報を提供することに同意する旨、確認しなければならない。

3 市長は、前項の規定に基づき、同意確認できた場合、速やかに名簿に登録するものとする。

(登録情報)

第5条 要援護者名簿に登録する個人情報、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 性別
- (3) 生年月日及び年齢
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号及びファクシミリ番号
- (6) 世帯人数
- (7) 支援を要する理由
- (8) 緊急連絡先(続柄・氏名・電話番号)
- (9) 特記事項

(登録内容の変更)

第6条 要援護者名簿に登録された要援護者(以下「登録者」という。)は、登録申請時に自ら提供した情報について変更が生じた場合は、災害時要援護者登録変更届(様式第3号)により、速やかに市長に届けるものとする。

2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、速やかに要援護者名簿の登録内容を変更するものとする。

(名簿の提供)

第7条 市長は、第4条第3項の規定に基づき名簿を作成したとき及び前条第2項の規定により名簿の登録情報の変更を行ったときは、名簿を支援組織に提供するものとする。

2 支援組織は、前項の規定による名簿の提供を受けるにあたって、災害時要援護者支援に関する協定を締結しなければならない。

(名簿情報の保護)

第8条 支援組織は、前条の規定により名簿を受領したときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報の取扱いには、十分配慮すること。
- (2) 名簿に記載されている個人情報は、要援護者支援の目的にのみ使用するこ

と。

(3) 保管場所を定め、紛失、盗難、破損、改ざん、その他の事故を防止すること。

(4) 名簿の複写は必要最小限に留めること。

(5) 支援組織においては、名簿を管理する者として名簿管理責任者を定め、その者の関与の下に支援組織の内部において名簿を使用すること。

2 支援組織は、名簿に紛失や盗難等の事故があったときは、速やかに市長に報告しなければならない。

3 市長は、必要に応じ名簿情報の保護に関して、指示又は調査を行うことができる。

(登録の抹消)

第9条 市長は、登録者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、登録を抹消することができるものとする。

(1) 登録者が死亡したとき。

(2) 登録者が市外に転出したとき。

(3) その他、登録者が第2条各号の要件いずれにも該当しなくなったと認められるとき。

(制度の周知)

第10条 市長は、広報等を通じて、この要領に定める制度の周知を図るものとする。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年9月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号

平成 年 月 日

吹田市長 宛

地区名 _____

連合自治会長 _____ (印)

地域支援組織代表者等届出書

_____地区の災害時における要援護者の支援組織を届け出ます。また、災害時要援護者支援のための「災害時要援護者名簿」の提供を受けるに当たって、名簿管理責任者を届け出ます。

1 地域支援組織等

組織名		
代表者	氏名	
	住所	
	緊急連絡先	
副代表者	氏名	
	住所	
	緊急連絡先	

2 災害時要援護者名簿管理責任者

名簿管理責任者	氏名	
	住所	
	緊急連絡先	

「災害時要援護者名簿」の情報提供に関する同意確認書

1 共通項目 (⇒対象者氏名を確認し、生年月日を御記入のうえ、【質問】に御回答ください)

フリガナ		生年月日	昭和 年 月 日
対象者氏名			

【質問】あなたは現在、災害時の避難の際に支援が必要ですか。「はい」か「いいえ」に○印をしてください。

いいえ	自主避難可能なため支援不要です。または在宅復帰予定のない入所（入院）中です。【名簿から除外】	→ 以降の回答は不要です 御返信ください
はい	避難の際に地域支援組織等の支援が必要です。	

※ 上記の回答について、状況の変化等により変更されたい場合は、お申し出ください。

ひきつづき、以下の
事項に御回答ください

2 「災害時要援護者名簿」に関する事項

支援を要する理由			
電話番号	() -	FAX 番号	() -
緊急連絡先	ふりがな		対象者から見た続柄
	氏名		
	電話番号	() -	

3 地域支援組織への情報提供に関する同意確認

確認事項	
1	地域支援組織への情報提供に「同意」の場合、あなたの名簿情報は平常時は、避難訓練や声かけ、見守り活動、避難支援を行う体制づくりに活用され、災害時は、安否確認や避難誘導などの支援活動に活用されます。
2	地域支援組織への情報提供に「不同意」の場合、あなたの名簿情報は平常時には、地域支援組織に提供されることはありませんが、災害時は、災害対策基本法の規定により、警察等の関係機関を中心に提供されます。
3	災害時は地域の誰もが被災者であり、災害の状況によっては、 <u>避難行動の支援が必ずなされるものではなく、また、地域支援組織は法的な責任や義務を負うものではありません。</u>
(⇒下記のいずれかを選択し、□にチェックをつけてください)	
吹田市長 宛	
上表の内容を確認し、理解したうえで、私の名簿情報を平常時から地域支援組織に提供することに、	
<input type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません	
平成 年 月 日	
署名	

※本人の判断能力が十分でない場合や未成年者の場合は、代理の方が署名し、下欄も記入してください。

ふりがな		対象者から見た続柄	
代理人氏名			
代理人住所		代理人電話番号	() -

※上記の回答については、変更の申し出があるまで自動継続します。

※同封の返信用封筒にて御回答・御返信ください。



災害時要援護者登録変更届

吹 田 市 長 宛

住 所 _____

氏 名 _____



代理人又は代筆者(本人が署名できない場合、記入してください。)	氏名	印	住所	
	電話番号		続柄	

下記のとおり変更がありましたので、届け出ます。

記

異動事項(該当に○)	変更前	変更後	異動年月日
1 住 所			
2 電話番号・FAX			
3 世帯人数			
4 支援を要する理由			
6 その他 ()			
7 登録抹消	- 理 由 -		

※市記入欄(記入しないでください)

自治会コード	宛番号	住基確認	入力者	チェックリスト	住所コード

災害時要援護者名簿

番号	宛名番号 世帯番号 性別 世帯人数	氏名(漢字) 住所	生年月日	年齢	支援を要する理由										その他 手上げ	同意	回答年月日	追加 削除				
					電話番号		身体		療	精		要介護		75以上								
					FAX番号		1	2	A	1	3	4	5	独居					世帯			
緊急連絡先(続柄)			緊急連絡先(電話番号)		特記事項																	
1	1111111111111111 0111111111111111 男 1	吹田 太郎 ○○1丁目2番3号	昭和2.01.01	91	06-1234-5678	06-1234-5678	090-1234-5678	○										○	あり	平成29.11.08		
	長男	吹田 太郎																				
2	2222222222222222 0222222222222222 女 1	吹田 花子 ○○1丁目3番4号	大正12.05.05	94														○	あり	平成28.6.28	削除	
3	3333333333333333 0333333333333333 男 5	吹田 イチロー ○○1丁目4番5号	昭和18.04.04	74															○	あり	平成27.11.26	
	縁故者	吹田 一子			0612345679																	
4	4444444444444444 0333333333333333 男 5	吹田 次郎 ○○1丁目4番5号	昭和48.05.05	44															○	あり	平成27.11.26	
	縁故者	吹田 一子			0612345679																	
5	5555555555555555 0333333333333333 男 5	吹田 三郎 ○○1丁目4番5号	昭和50.03.03	42															○	あり	平成27.11.26	
	縁故者	吹田 一子			0612345679																	
6	6666666666666666 0333333333333333 男 5	吹田 司郎 ○○1丁目4番5号	昭和52.02.02	41															○	あり	平成27.11.26	
	縁故者	吹田 一子			0612345679																	
7	7777777777777777 0333333333333333 男 5	吹田 吾郎 ○○1丁目4番5号	昭和54.01.01	39															○	あり	平成27.11.26	
	縁故者	吹田 一子			0612345679																	
8	8888888888888888 0444444444444444 女 1	LENA ADRIANI ○○1丁目5番6-101号	昭和25.01.25	68															○	あり	平成29.12.22	追加
					061119999																	

災害時要援護者名簿 受領書

本日、災害時要援護者名簿を確かに受領いたしました。

この災害時要援護者に関する情報の取扱いに当たっては、「吹田市災害時要援護者支援に関する協定書」の協定事項を遵守し、平常時又は災害時における要援護者への支援に関する目的以外には一切使用いたしません。

平成 年 月 日

吹田市長 宛

住 所

組 織 名

氏 名

⑩

災害時要援護者名簿 閲覧記録簿

No. _____

閲覧頁	単一自治会又は班名	閲覧 年月日		閲覧者		備考
				氏名	住所	
		平成	年			
		月	日			
		平成	年			
		月	日			
		平成	年			
		月	日			
		平成	年			
		月	日			
		平成	年			
		月	日			
		平成	年			
		月	日			
		平成	年			
		月	日			

【名簿受領者用注意書】

災害時要援護者名簿の取扱い

この「災害時要援護者名簿」は、災害時に支援を必要とされている方からの同意に基づいて作成したものです。名簿には氏名、住所のほか、取扱いには特に注意を要する情報も記載されていますので、個人情報の保護に関し、以下の事項につきまして十分ご留意いただき、災害時における要援護者の支援に活用していただきますようお願いいたします。

- ・名簿を紛失することのないよう、注意してください。
- ・名簿の更新時及び名簿が不要になった場合は、すみやかに返却してください。
- ・災害時要援護者への情報伝達や避難支援などの防災活動のみに使用してください。
- ・災害時要援護者への情報伝達や避難支援などの防災活動にかかわる者のみで使用してください。
- ・知り得た情報を第三者に漏らすことのないようにしてください。防災活動の役を退いた後も、同様とします。

災害時要援護者情報の取扱い

この「災害時要援護者名簿」は、災害時に支援を必要とされている方からの申請に基づいて作成したものです。名簿には氏名、住所のほか、取扱いには特に注意を要する情報も記載されていますので、個人情報の保護に関し、以下の事項につきまして十分ご留意いただき、災害時における要援護者の支援に活用していただきますようお願いいたします。

- ・ 災害時要援護者への情報伝達や避難支援などの防災活動のみに使用してください。
- ・ 災害時要援護者への情報伝達や避難支援などの防災活動にかかわる者のみで使用してください。
- ・ 知り得た情報を第三者に漏らすことのないようにしてください。防災活動の役を退いた後も、同様とします。

個別支援計画 作成例

(表)

個別支援計画

作成日： 平成△△年 △月 △△日

1 災害時要援護者本人の情報

ふりがな	すいた たろう	TEL	06-0000-0000
氏名	吹田 太郎 (男・女)	FAX	06-0000-0000
		携帯	090-0000-0000
		メール	suita-taro@XXX.ne.jp
住所	吹田市 泉町1-3-40	生年月日	昭和△△年 △月 △日 (80歳)

支援を要する理由 (該当するものに○印を付けてください)

身障(1・2) 療育 精神 要介護(3・4・5) 75歳以上(独居・75歳以上のみ)
(*障がいの状況など詳しく記入してください)
肢体不自由(下肢)

本人のプライバシーを尊重しながら、出来るだけ詳しく記入しましょう。

特記事項

(具体的な支援方法、特に気をつけることなど)

- ・ 昼間の支援のみを希望している。
(夜間は同居の息子夫婦が支援可能)
- ・ 身障2。足が不自由で歩行や立ち上がりをする時に介護が必要。
- ・ 外出時は車椅子を使用する。
- ・ 就寝時には紙おむつの着用が必要。

家族構成・同居の状況など

- ・ 息子夫婦と3人で暮らしているが、2人とも昼間は仕事で不在のことが多い。
- ・ 娘は遠方に住んでいる。

普段いる部屋・寝室の場所など

- ・ 昼間は居間にいることが多い。
- ・ 1階の南向きに寝室がある。

普段飲んでいる薬・使用している医療機器など

血圧を下げる薬を服用している。
(0000、△△△△、××××)

かかりつけの病院

〇〇内科医院
(TEL 06-0000-0000)

2 緊急時の連絡先

	①	②
ふりがな	すいた いちろう	とうきょう はなこ
氏名	吹田 一郎 (続柄 長男)	東京 花子 (続柄 長女)
住所	要援護者本人と同居	東京都新宿区西新宿△-△-△
TEL	06-0000-0000 (職場)	06-0000-
携帯	090-0000-0000	090-0000-
メール	suita-ichiro@XXX.ne.jp	tokyo-hanako@X

家族や親戚、親しい友人など、困ったときや緊急時に連絡する必要がある人を記入しましょう。

(裏)

3 避難支援者の情報

	①	②
ふりがな	せんり じろう	えさか さぶろう
氏名	千里 次郎	江坂 三郎
住所	吹田市泉町1-△-△△	吹田市泉町1-△-〇〇
TEL	06-0000-0000	06-0000-0000
携帯	090-0000-0000	090-0000-0000
メール	senri-jiro@X.X.jp	esaka-saburo@X.X.jp

支援者は要援護者一人に対して、2人以上決めましょう。

4 避難場所・避難誘導の方法

一時避難地	吹二小学校グラウンド	避難所	吹二小学校
-------	------------	-----	-------

自宅から避難場所までの地図

- ・危険だと思われる塀や橋などは避け、できるだけ広い道を経路にしましょう。
- ・できるだけ複数の避難経路を設定しておきましょう。
- ・要援護者宅や避難場所のほか、支援者宅や目印となる建物など、出来るだけ詳しく記入しましょう。

避難誘導時に気をつけること(必要なものなど)

- ・避難場所までは車椅子で移動する。
- ・冷蔵庫の中に服用している薬があるので、忘れずに持ち出すこと。

地域支援組織代表者様

平成△△年 △月△△日

私は、災害時に地域の助けを受けるため、本計画を避難支援組織、支援者及び吹田市が保有すること、災害発生時等に必ずしも本計画に基づく支援が受けられるとは限らないこと、また、災害発生時等に支援者等により支援を受けた際に、けが等の損害を被った場合にも支援者等がその責任を負わないことについて、同意します。

本人氏名 吹田 太郎

代理人氏名 吹田 一郎

(続柄) 長男

<個別支援計画作成にあたって>
 個別支援計画には決められた様式はありません。
 要援護者と話し合いながら、支援に必要な情報を自由にまとめましょう。

吹田市災害時要援護者避難支援プラン

(全体計画)

発行 平成30年8月 吹田市

編集 吹田市 福祉部 福祉総務課

〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号

TEL 06-6384-1231 (代表)

06-6384-1363 (直通)

FAX 06-6368-7348